
プロジェクト **IFRS S2 号に相当する基準の開発**

項目 **気候関連のガイダンスの情報源**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**気候関連のガイダンスの情報源**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、本論点に関連する論点として、ISSB の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準（日本版 S1 基準）におけるガイダンスの情報源に関する定めについて、審議事項 A1-2「ガイダンスの情報源」において検討を行っている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 30 項参照）。
 - (1) 気候関連のガイダンスの情報源に関する定めについて、次のようにした上で IFRS S2 号の定めを日本版 S2 基準に取り入れる。
 - ① IFRS S2 号の付属ガイダンスである「IFRS S2 号の適用に関するガイダンス」（以下「産業別ガイダンス」という。）について、特定の時点（例えば、2023 年 6 月とすることが考えられる。）に ISSB が公表したものを参照し、その適用可能性を考慮することを要求する。
 - ② 「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たす方法について、日本版 S2 基準（結論の背景を想定している。）に記載する。
 - (2) 気候関連のガイダンスの情報源に関する定め適用プロセスに関する補足文書を開発する。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S2 号では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会の識別について、次のように定めている。

12 In identifying the climate-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect an entity's prospects, the entity shall refer to and consider the applicability of the industry-based *disclosure topics* defined in the *Industry-based Guidance on Implementing IFRS S2*.

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

5. また、IFRS S2 号では、識別した気候関連のリスク及び機会に適用される開示要求の識別について、次のように定めている。

32 An entity shall disclose industry-based metrics that are associated with one or more particular business models, activities or other common features that characterise participation in an industry. In determining the industry-based metrics that the entity discloses, the entity shall refer to and consider the applicability of the industry-based metrics associated with disclosure topics described in the *Industry-based Guidance on Implementing IFRS S2*.

企業は、1 つ以上の特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴づけるその他の共通の特徴に関連する産業別の指標を開示しなければならない。企業が開示する産業別の指標を決定するにあたり、企業は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に記述されている産業別の開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

37 In identifying and disclosing the metrics used to set and monitor progress towards reaching a target described in paragraphs 33–34, an entity shall refer to and consider the applicability of cross-industry metrics (see paragraph 29) and industry-based metrics (see paragraph 32), including those described in an applicable IFRS Sustainability Disclosure Standard, or metrics that otherwise satisfy the requirements in IFRS S1.

第 33 項から第 34 項に記述された目標を設定し、その達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を識別し、開示するにあたり、企業は、産業横断的指標（第 29 項参照）及び産業別の指標（第 32 項参照）（適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」に記述されているもの又は IFRS S1 号の要求事項を満たす他の指標を含む。）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

B65 In preparing disclosure to fulfil the requirements in paragraphs 29(b)–(g), an entity shall:

(d) consider whether industry-based metrics, as described in paragraph 32—including those defined in an applicable IFRS Sustainability Disclosure Standard or those that otherwise satisfy the requirements in IFRS S1—could be used to satisfy the requirements in whole or in part.

企業は、第 29 項(b)から(g)の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、次のすべてのようにしなければならない。

(d) 第 32 項に記載されている産業別の指標（適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」で定義されているもの又は IFRS S1 号の要求事項を満たすもの

を含む。)が、要求事項の全部又は一部を満たすために用いることができるかどうかを考慮する。

事務局による分析

(産業別ガイダンスの参照)

6. IFRS S2 号第 12 項では、IFRS S2 号の付属ガイダンスである「IFRS S2 号の適用に関するガイダンス」(産業別ガイダンス)の開示トピックを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とされている。また、IFRS S2 号第 32 項では、「産業別ガイダンス」の開示トピックに関連する指標を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とされている。「産業別ガイダンス」は、将来において要求される開示となるべきとの意向が ISSB より示されている (IFRS S2 号 BC138 項) もの、現時点では IFRS S2 号の一部を構成するものではない (強制力がない) とされている。
7. ここで、当委員会は、ISSB の「産業別ガイダンス」が強制力を持つことになった時点で、産業別ガイダンスの内容を当委員会が開発する基準に取り入れることを検討するとしている¹ため、当面の間、「産業別ガイダンス」に相当するものが当委員会から公表されないことになると考えられる。このため、日本版 S2 基準において、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを取り入れるべきかどうかを検討することが考えられる。
8. この場合の対応方法として、次の 3 つの案が考えられる。

案 A：日本版 S2 基準においては、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを取り入れることはしない。

案 B：日本版 S2 基準において、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを取り入れるものの、特定の時点 (例えば、当委員会が日本版 S2 基準の公開草案を公表する日とすることが考えられる。) で公表されている ISSB の「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとする。

¹ 当委員会が公表している「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」を参照。
<https://www.asb.or.jp/jp/project/plan-ssbj.html>

案 C：日本版 S2 基準において、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項の定めをそのままの形で取り入れ、ISSB の「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとする。

案 A について

9. 案 A は、当委員会の支配が及ぶ指針等であるかどうか、また、当委員会の支配が及ぶ指針等ではない場合でも、その改正内容を自動的に基準の一部とするものとして扱うことが適切かどうかという観点を重視したものである。
10. ISSB の「産業別ガイダンス」は ISSB の公表する指針等であり、当委員会の支配が及ぶ指針等ではないため、当委員会として ISSB に対してコメントを行うことはできても、当委員会自身は改正作業を行わない。また、仮に今後「産業別ガイダンス」が改正されたときにその改正内容を自動的に当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の一部とすることとした場合、その改正内容が必ずしも日本版 S2 基準の目的に沿ったものとなるとは限らず、実務が混乱する可能性がある。このような考え方に基づく場合、「産業別ガイダンス」は「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとすべきではないと考えられる。
11. ここで、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めと「参照し、その適用可能性を考慮することができる」という定めは、審議事項 A1-2「ガイダンスの情報源」において検討したとおり、考慮することが要求されるかどうかの違いはあれ、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」場合でも、当該ガイダンスに記載されている事項は必ずしも要求されないことを意味しているものと考えられる。このため、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」という定めにおいて企業が考慮することを選択した場合、適用可能性に関して企業が行う判断は、いずれの定めにも拠ったとしても異ならない（したがって、実際に開示される情報は変わらない）ものと考えられる。このため、案 A に拠った場合、「産業別ガイダンス」は「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスとして取り扱うことが考えられる。

案 B について

12. 案 B は、IFRS S2 号と同じ定めを取り入れることにより、日本版 S2 基準について、国際的な整合性を大きく損なわないものとするべきという観点を重視したものである。この考え方に基づけば、ISSB の「産業別ガイダンス」は、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項と同様に、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとすることになると考えられる。

13. IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項において、ISSB の「産業別ガイダンス」が「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとされている理由として、IFRS S2 号の結論の根拠では、「産業別ガイダンス」で識別され定義されている開示トピックは、企業が開示を作成する必要のある場合があるリスク及び機会を企業が考慮するにあたって有用な出発点として機能し得るとされている（IFRS S2 号 BC37 項）。IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを日本版 S2 基準に取り入れ、ISSB の「産業別ガイダンス」を参照し、その適用可能性を考慮することを要求することにより、日本版 S2 基準においても、同様のことが見込まれることになると考えられる。
14. ここで、ISSB の「産業別ガイダンス」について「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとした場合に最も懸念されることは、ISSB の「産業別ガイダンス」が改正された場合に、その内容が自動的に日本版 S2 基準の一部を構成することになるという点であると考えられる。
15. この問題に対処するため、審議事項 A1-2 「ガイダンスの情報源」において検討したように、特定の時点で公表されている「産業別ガイダンス」（例えば、2023 年 6 月に公表された「産業別ガイダンス」とすることが考えられる。）を参照し、その適用可能性を考慮することを要求することが考えられる。こうすることにより、今後「産業別ガイダンス」が改正された場合、改正の都度、当委員会において審議を行い、公益財団法人財務会計基準機構の定める「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」²に従って公開草案を公表した上で基準の改正を行うことができるようになると考えられ、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを日本版 S2 基準に取り入れることはしないという案 A に拠らずとも、前項のような懸念は十分に低減することができると考えられる。
16. ただし、案 B は、ISSB の「産業別ガイダンス」が改正された場合でも、その改正内容が直ちに日本版 S2 基準に反映されるわけではないため、少なくとも一時的に IFRS S2 号と日本版 S2 基準で開示される情報が異なることになる可能性があると考えられる。

案 C について

17. 案 C は、案 B と同様に、IFRS S2 号と同じ定めを取り入れることにより、日本版 S2 基準について、国際的な整合性を大きく損なわないものとすべきという観点を重視したもの

² https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/due_process-ssbj_20231115.pdf

であるが、案 B のような修正は加えず、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項の定めをそのままの形で取り入れるという案である。

18. 案 C においても、本資料の第 13 項に記載したように、産業別ガイダンスで識別され定義されている開示トピックは、企業が開示を作成する必要がある場合があるリスク及び機会を企業が考慮するにあたって有用な出発点として機能し得ることが、日本版 S2 基準においても見込まれることになると考えられる。
19. また、案 C は、案 B とは異なり、IFRS S2 号と同様に、ISSB の「産業別ガイダンス」が改正された場合には、その改正内容が直ちに日本版 S2 基準に反映されるため、IFRS S2 号と日本版 S2 基準で開示される情報が異なることにはならないと考えられる。

事務局による検討

20. 当委員会は、日本版 S2 基準を高品質で国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れる方針としている³。このため、IFRS S2 号の定めを取り入れるにあたっての懸念を解消できるのであれば、IFRS S2 号の定めと整合的な案を採用することが考えられる。
21. ここで、ISSB の「産業別ガイダンス」は、当委員会の支配が及ばない指針等ではあるものの、ISSB の公表物であり、ISSB が維持及び改正に関する作業を行うものである。当委員会がこれまで ISSB と築いてきた関係に鑑みると、当委員会の考えを ISSB に伝えることは困難なことではないと考えられる。
22. これらの点を踏まえると、ISSB の「産業別ガイダンス」の改正内容が必ずしも日本版 S2 基準の目的に沿ったものにならず、実務が混乱する可能性（本資料の第 10 項参照）は必ずしも高くはないと考えられる。したがって、国際的な整合性を大きく損なわないものとするため、本資料の第 8 項における案 B 又は案 C を採用することが考えられる。
23. 一方で、たとえ当委員会が ISSB に考えを伝えやすい関係を維持していたとしても、当委員会の意図せぬ改正が行われる可能性がないとは言えないと考えられる。当委員会が公表するサステナビリティ開示基準を安定的に利用できるようにするためには、審議事項 A1-2「ガイダンスの情報源」において検討したように、サステナビリティ関連財務開示を作成する上で根幹となる部分について、当委員会として何らの検討も行うこともなく自動的に改正内容を取り入れるような設計とすべきではないと考えられる。

³ 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-1「開発にあたっての基本的な方針」参照。

24. この観点からは、本資料の第 16 項に記載した、案 B は、ISSB の「産業別ガイダンス」が改正された場合でも、その改正内容が直ちに日本版 S2 基準に反映されるわけではないため、少なくとも一時的に IFRS S2 号と日本版 S2 基準で開示される情報が異なることになる可能性があるという点については、そのような余地を残しておくことが重要であると考えられる。
25. 以上を踏まえると、本資料の第 8 項における案 B を採用し、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項のように何らかのガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする定めを日本版 S2 基準に取り入れ、特定の時点で公表されている「産業別ガイダンス」（例えば、2023 年 6 月に公表された「産業別ガイダンス」とすることが考えられる。）を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスとすることが考えられるがどうか。
26. なお、特定の時点で公表されている「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ものとした場合、企業の負担を軽減するため、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別し、当該リスク及び機会に関する情報を開示するプロセスを説明する補足文書を開発することが考えられる。

（「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たす方法）

27. IFRS S2 号においても、IFRS S1 号と同様に、「適用可能性を考慮しなければならない」ことを定めた要求事項があるが、審議事項 A1-2「ガイダンスの情報源」において検討したとおり、「考慮する（consider）」という要求事項に対し、企業がガイダンスの情報源を考慮した証跡を残す方法として、この定めを満たすために企業がどのような検討を行ったのか、その考慮の過程についての概要が理解できるものを、報告期間ごとに文書として明確にすることが考えられる。ただし、IFRS S2 号は、考慮したガイダンスに記載されている事項について詳細に検討することを想定していないと考えられるため、当該文書は、例えば、どの産業のガイダンスを参照するのか、当該ガイダンスに記載されているリスク及び機会について識別するかどうか、当該ガイダンスに記載されている指標等の開示項目について開示するかどうかについて、簡潔な理由とともに記載したものとすることが考えられる。
28. また、審議事項 A1-2「ガイダンスの情報源」において検討したとおり、どのガイダンスの情報源を適用するかの決定は、IFRS S1 号第 74 項に基づく、サステナビリティ開示を作成する過程で企業が行った最も重大な判断に関する開示の対象となり得る。対象とな

った場合には、前項における文書に記載した事項の全部又は一部について、サステナビリティ関連財務開示に記載することもあると考えられる。

29. これらのことについては、日本版 S2 基準（結論の背景を想定している。）に記載することが考えられる。

（事務局による提案）

30. 日本版 S2 基準において、次のことを定めることが考えられるかどうか。

(1) 気候関連のガイダンスの情報源に関する定めについて、次のようにした上で IFRS S2 号の定めを日本版 S2 基準に取り入れる。

① 「産業別ガイダンス」について、特定の時点（例えば、2023 年 6 月とすることが考えられる。）に ISSB が公表したものを参照し、その適用可能性を考慮することを要求する。

② 「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たす方法について、日本版 S2 基準（結論の背景を想定している。）に記載する。

(2) 気候関連のガイダンスの情報源に関する定め適用プロセスに関する補足文書を開発する。

文案

31. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶ S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 30 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上